

## 買出人登録要領

### 1 趣 旨

この要領は、千葉市地方卸売市場（以下「市場」という。）に入場して市場の仲卸業者から販売を受ける者（以下「買出人」という。）について、千葉市地方卸売市場業務条例（令和2年千葉市条例第15号。以下「条例」という。）第72条第2項の規定に基づき、市場取引の円滑化及び市場の秩序維持を図るため、買出人の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 買出人の登録

買出人（売買参加者を除く。）は、取扱品目の部類ごとに買出人登録を受けなければならない。

### 3 買出人の資格

買出人の登録を受けることができる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 青果物又は水産物の小売業者若しくは加工業者
- (2) 料理飲食店又は旅館業者
- (3) その他市長が適当と認める者

### 4 登録申請

買出人の登録申請については、別に定める当市場における入場車両許可証の申請手続きをもってこれに代えることとする。

### 5 買出人の遵守事項

- (1) 買出人は、条例等を遵守しなければならない。
- (2) 買出人は、卸売時間中は卸売場内へ立ち入ってはならないものとする。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。